

学童保育事業

☆ 小学校1年生から3年生の児童及び幼稚園児たちが、長期休業中(夏休み期間中)健やかに育つよう、遊びをととした自主性、社会性及び創造性向上など、子供たちの健全育成・環境づくりを支援します。

どんな子どもが利用できますか？

- 鶴田町に住所を有する、幼稚園児及び小学校1年生から3年生の児童が利用できます。
- 保護者が次の各号に該当する場合
 - ① 昼間、居宅外で就労し、面倒を見る者がいない方。
 - ② 母親が妊娠中又は出産間もない方。
 - ③ 親族を常時介護している方。

負担金はどれくらいですか？

- 児童1人当たり 1日300円です。(弁当持参、おやつは準備します。)

問い合わせはどこにすればいいのですか？

- 役場 住民課福祉係 ☎59-3111 (内線127) 又は、鶴田保育所 ☎59-3074へお問い合わせください。

一時保育事業

☆ 専業主婦等、日頃家庭で育児している母親等が、身体的、精神的な育児疲れ、急病や短期的な仕事など、一時的保育の要望に対応するために、鶴田町一時保育事業を実施します。

事業はどんな内容ですか？

- 母親等の勤務形態により、家庭での育児が困難となる児童への保育サービス。
- 保護者の疾病、災害、事故、出産等、社会的にやむを得ない事由により一時的に家庭での育児が困難となる児童へのサービス。
- 保護者の育児に伴う心理的・肉体的負担を解消するための保育サービス。

負担金はどれくらいですか？

- 3歳未満児 1人1日当り 1,500円
 - 3歳以上児 1人1日当り 1,000円
- (上記負担金には 給食、おやつ代を含みます。)

問い合わせはどこにすればいいのですか？

- 役場 住民課福祉係 ☎59-3111 (内線127) 又は、鶴田保育所 ☎59-3074へお問い合わせください。
- 詳しくは ☎59-3111 (内線127) へお問い合わせください。



町では、町民が明るく健康で生きいきとした生活が送れるように、様々な福祉サービスを行なっています。今回は、高齢者訪問給食サービス事業と、児童福祉事業(学童保育事業・一時保育事業)についてお知らせします。



高齢者訪問給食サービス事業

☆ 町内の1人暮らしや高齢者2人暮らし、又は重度の身体障害者世帯に食事をお届けし、食生活の改善や、地域との交流を通して寂しさの解消など、高齢者等の生活の維持向上をお手伝いします。

どんな方が対象になりますか？

- 一人暮らしや高齢者2人暮らし又は重度の身体障害者等で、日々の調理が困難な方を対象にします。

1週間に何回配食されるのですか？

- 月曜日から金曜日まで、昼食と夕食1日2回配食されますが、指定する曜日、昼食・夕食の希望など、自由に申し込みができます。

1食の負担金はいくらですか？

- 1食の負担金は、400円です。



申請はどこにすればいいのですか？

- 町在宅介護支援センター ☎53-1008
- または 町社会福祉協議会 ☎31-5030へお問い合わせください。